

令和3年度
都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

「条例制定に伴う連携のあり方」 ～市町村・民間支援機関を中心に～

令和3年6月30日(水)～7月13日(火)

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課



○ 目次



おんせん県おおいた

- 1 この報告でお伝えしたいこと
 - (1) 市町村条例制定の意義
 - (2) どのような連携が被害者等にとって有益か

- 2 市町村条例の制定について
 - (1) 市町村条例の制定状況
 - (2) 大分県の状況～キーパーソンと「勉強会」～
 - (3) 「勉強会」について

- 3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化
 - (1) 連携の意義
 - (2) 大分県の場合
 - ① 「犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議」
 - ② 「犯罪被害者等見舞金支給事業費補助金」
 - (3) 連携強化の効果(好事例)



1 この報告でお伝えしたいこと



おんせん県おおいた

(1) 市町村条例制定の意義

- ✓ 課題・・・県条例では、「県民の誰もが被害の早期回復・軽減並びに生活再建等の支援を受けられること」を目的としているが、市町村条例の有無により、市町村間で「犯罪被害者等支援」に対する取組に差が生じ、県全域で同程度の被害者支援が行えないおそれがある。
- ✓ 対策(いかにして市町村条例制定を促進するか)・・・
大分県では、**市町村担当者の任意参加による(条例)勉強会**を実施

(2) どのような連携が被害者等にとって有益か

- ✓ 課題・・・「犯罪被害者等支援における関係機関の連携」とよく言うが、具体的にどのような取組を行ったら、どのような効果があるのか、イメージがわからない。
- ✓ 対策・・・①被害者等支援は「初動」が重要
②被害直後の被害者等にすぐ必要な支援メニューは市町村に集中
大分県では、**市町村総合窓口担当と民間支援機関相談員との「顔の見える関係づくり」**を徹底



2 市町村条例の制定について



おんせん県おおいた

(1) 市町村条例の制定状況(令和3年4月1日現在)

都道府県		政令指定都市		市区町村	
32/47	(68.1%)	8/20	(40.0%)	384/1,721	(22.3%)
				全市町村制定済	
				①秋田県	25/25
				②岐阜県	42/42
				③京都府	25/25
				④奈良県	39/39
				⑤岡山県	26/26
				⑥佐賀県	20/20
				⑦大分県	18/18



2 市町村条例の制定について



おんせん県おおいた

(2) 大分県の状況～キーパーソンと勉強会～

H30.10.1現在

市町村名	市町村議会請願採択	条例・見舞金支給に係る規程	
		条例	見舞金支給規程
大分市	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 10. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
別府市	H29. 3	H30. 6月議会にて可決。H30. 6. 29施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
中津市	H28. 9	H30. 3月議会にて可決。H30. 4. 1施行	(規則・要綱の別)規則 (施行期日)H30. 4. 1
日田市	H29. 3	H30. 6月議会にて可決。H30. 6. 28施行	(規則・要綱の別)規則 (施行期日)H30. 4. 1
佐伯市	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 9. 25施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 7. 5(H30. 4. 1から適用)
臼杵市	H28. 12	H30. 3月議会にて可決。H30. 4. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 17
津久見市	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 10. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
竹田市	H28. 12	H30. 3月議会にて可決。H30. 4. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 5. 1(H30. 4. 1から適用)
豊後高田市	×(早期制定を表明したため)	H30. 9月議会にて可決。H30. 9. 25施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
杵築市	H28. 12	H30. 6月議会にて可決。H30. 7. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
宇佐市	H28. 12	H30. 6月議会にて可決。H30. 6. 27施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
豊後大野市	H28. 12	H30. 6月議会にて可決。H30. 6. 29施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
由布市	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 10. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
国東市	H28. 9	H30. 3月議会にて可決。H30. 4. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
姫島村	H29. 3	H30. 3月議会にて可決。H30. 4. 1施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 7. 18(H30. 4. 1から適用)
日出町	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 10. 1施行	(規則・要綱の別)規則 (施行期日)H30. 10. 1(H30. 4. 1から適用)
九重町	H28. 12	H30. 9月議会にて可決。H30. 9. 25施行	(規則・要綱の別)要綱 (施行期日)H30. 4. 1
玖珠町	H28. 12	H30. 6月議会にて可決。H30. 6. 27施行	(規則・要綱の別)規則 (施行期日)H30. 4. 1

3月議会:5、6月議会:6、9月議会:7

規則:4、要綱:14



2 市町村条例の制定について



おんせん県おおいた

(3)「勉強会」について

○市町村条例制定の経緯

✓ 県条例制定に係る有識者会議の立ち上げと並行して、市町村担当課長会議を開催（平成29年4月）

✓【市町村より】被害者団体や各議会議員から要望があり、条例制定が必要な状況だが、できれば全市町村足並みを揃えたい



✓【県より】県・市町村担当者による勉強会開催を提案

✓結果的に、全市町村の足並みが揃う方向性ができた



3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化



おんせん県おおいた

(1) 連携の意義

- ✓ 課題・・・
- ①・犯罪被害者等が単独で市町村に支援を求めることはまれ。
 - ・被害者支援未経験の市町村担当者は多い。
 - ・人事異動等で総合窓口担当が交代した場合のスキル向上。
 - ②・民間支援機関が受けた相談を、他の支援機関にいかにつなぐか。
 - ・被害直後に必要な支援(住宅確保、生活必需品補給、見舞金等)は市町村に集中。
 - ③・支援機関間で、日頃から顔の見える関係を築いていると・・・
 - ・市町村窓口において、「**当たり前**のことを**自然にできる**(※)」ようになる。
- ※(周囲の目に配慮した導線・面談室の確保、過剰な聴取をしない等)
⇒⇒⇒被害者支援が円滑に行われるようになる
- ✓ 対策・・・★「大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議」の設置
- ・県、市町村、民間支援機関等の職員が、課題や成功事例等を共有するとともに、民間相談員がファシリテーターを務める「**仮想事例による演習**」を実施し、被害者に寄り添った支援ができるよう市町村担当の意識向上を図っている。



3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化



おんせん県おおいた

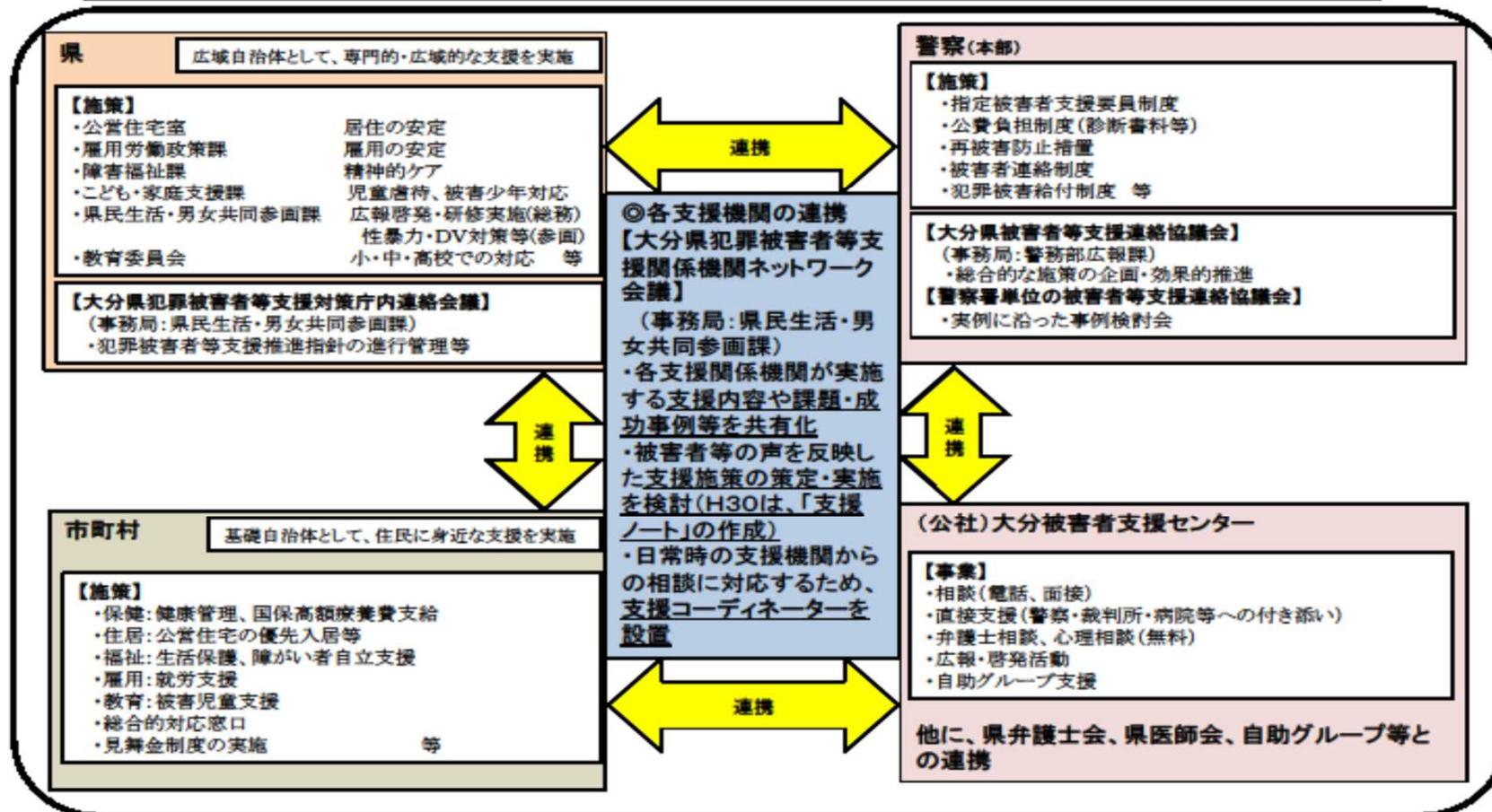
(2) 大分県の場合

① 大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議

犯罪被害者等支援に係る連携体制

○大分県犯罪被害者等支援条例第9条

県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。





3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化



おんせん県おおいた

(2) 大分県の場合

② 大分県犯罪被害者等見舞金支給事業費補助金(平成30年度～)

✓ 市町村が実施する見舞金制度に係る補助制度(県は、市町村が支給した見舞金の額の半額を負担)を実施することで、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図る。

>>> 全国初の補助制度

- ・補助対象 市町村が支給する遺族見舞金及び重傷病見舞金
- ・補助率 2分の1(遺族見舞金15万円、重傷病見舞金5万円)

・実績等

	遺族見舞金	重傷病見舞金
平成30年度実績	0件	3件
令和元年度実績	2件	3件
令和2年度実績	1件	4件

※県内全市町村で、犯罪被害者等支援条例及び見舞金支給関係規程制定済み

✓ 支援関係機関の間で、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む本県は、全市町村で(条例制定+見舞金制度制定)を活かした支援施策を実施している。

(ex 大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議)



3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化



おんせん県おおいた

(3) 連携強化の効果(好事例)

①A市(市役所内部の横連携が理想的)

<事例概況>

✓A市在住の傷害被害者から相談を受けた大分被害者支援センターが、同市からの支援を受けるべく、被害者に付き添い市役所を訪問。

<A市の対応状況>…初めての犯罪被害者等相談対応

(ア)事前の対応について

✓総合相談窓口担当課が関係課(人権施策担当課、社会福祉担当課、土木建設担当課)に対し、被害者の状況やニーズを情報共有(※ただし、直接対応する担当者までの最小限の情報共有に留める)。

(イ)当日の対応について

- ✓相談部屋を用意(独立し、閉鎖可能な部屋)。
- ✓出迎え等の初動のみ総合相談窓口担当課3名で対応し、すぐに関係課に引継。
- ✓聴き取り・記録は必要最小限(市からほとんど質問せず、メモは一切しなかった)。
- ✓被害者の心理状況等をみながら対応。他の部署のリソースを把握していたため、関係課以外の支援策も提示できた。



3 市町村と民間支援機関との関係を中心とした連携強化



おんせん県おおいた

(3) 連携強化の効果(好事例)

①B市(被害者の気持ちを想像できる職員)

<事例概況>

✓県内在住の傷害被害者から相談を受けた大分被害者支援センターが、弁護士とともに被害者を訪問のうえ相談を受けようとしたところ、地元で相談することをためらったため、近隣市町村に相談場所の提供を依頼した。

<B市の対応状況>

(ア)電話依頼でも快く相談場所を提供

✓センターからの電話での依頼に対し、個人情報等を一切問い合わせることなく、直ちに相談場所を探し、提供した。

(イ)センターの期待以上の対応

✓市役所の会議室を提供してもらうつもりで依頼したところ、市役所は人の出入りが多いため、人目につきにくい別の公共施設を用意。

✓鍵の開錠や後片付け等も対応し、センターに負担をかけさせなかった。